

# 音更町スポーツ少年団本部規約

(名称及び事務所)

第1条 本会の名称を音更町スポーツ少年団本部（以下「本部」という）と称し、事務所を本部長宅におく。

第2条 本部はスポーツ活動を通して少年の心身共に健全な発達を促進することを目的として次の活動を行う。

- (1) スポーツ少年団相互の交流及び連携をはかること
- (2) スポーツ少年団指導者の養成
- (3) 単位スポーツ少年団活動の援助
- (4) スポーツ少年団本部等の登録に関すること
- (5) 関係機関との連絡調整
- (6) その他目的達成に必要と認める事項

(組織及び入会)

第3条 この本部は各スポーツ少年団と学識経験者若干名をもって組織する。

第4条 この本部に加入できる団体は毎年継続してスポーツ少年団活動を行うものとし、加入申込書に次の関係書類を添えて本部に提出するものとする。

- (1) 事業計画及び予算書
- (2) スポーツ安全保険加入依頼書の写し
- (3) 少年団規約
- (4) 保護者会（後援会）規約

第5条 前条の規定による加入の可否は総会の議決による。

(組織及び役員)

第6条 この本部に次の役員をおく。

本部長 1名 副本部長 2名 理事 若干名  
事務局長 1名 事務局次長 1名（会計） 監事 3名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 本部長は本部を代表し、会務を総理する。
- (2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長が事故あるときはこれを代理する。
- (3) 理事は本部の業務に参画する。
- (4) 事務局長は本部の庶務を処理する。
- (5) 事務局次長は事務局長を補佐し、会計を処理する。
- (6) 監事は業務を監査し、総会に報告する。

第8条 役員の選出は次のとおりとする。  
前条の役員は総会において選出する。  
また、必要に応じて部外より本部が委嘱することができる。

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任したものは、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 総会は各スポーツ少年団から選出された(育成母体代表1名、指導者代表1名)2名によって構成され、毎年年度始めに開催し下記事項を審議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 予算・決算及び事業計画
- (3) その他本部長が必要と認める事項

第11条 役員会は本部長が必要と認めるとき召集することができる。

(経費及び会計)

第12条 本部の経費は助成金、各団体の負担金その他をもってこれにあてる。

第13条 本部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(改正)

第14条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第15条 本部に顧問をおくことができる。

附 則

この規約は昭和58年5月10日から施行する。

平成 7年5月10日 一部改正

平成13年5月17日 一部改正

平成17年5月18日 一部改正